

松本市景観計画改定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

令和5年3月に策定した松本市景観計画や松本市景観計画デザインガイドラインにおいて、新たに松本駅東地区及び旧開智学校周辺地区を景観重点地区の候補地として位置付けた。本業務は、景観計画の改定に向けて、両地区の区域及び景観形成の目標・基準（屋外広告物の検討も含む）を策定し、松本市景観計画における中央西地区について、集積化・高度化の在り方を含めたまちづくりプランを検討するものである。

本要領は、松本市景観計画改定業務委託の受注者を公募型プロポーザル方式によって選定するにあたり、必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

(1) 名称

松本市景観計画改定業務委託

(2) 期間

契約日から令和8年3月31日まで

(3) 契約限度額

24,970,000円（税込）

(4) 内容

別紙1「松本市景観計画改定業務委託仕様書」のとおり

3 前提条件

(1) 令和6年度末までに「別紙1 8 業務内容 (1)~(7)」の業務を完了すること。

(2) 令和6年度末までに「別紙1 8 業務内容 (8)」の中間報告を行うこと。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件等は、次のとおりとする。

(1) 参加資格要件

次のア～ウに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 配置予定の管理技術者について、以下の要件を満たすこと。

(ア) 技術士法32条により登録された直接雇用する技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合管理部門「建設－都市及び地方計画」に限る）を配置する。

(イ) 過去10年間（平成26年度から令和5年度までに完了した業務）の業務において、1件以上の同種又は類似業務の実績を有すること。

a 同種業務 景観行政に精通する専門家（景観審議会等諮問機関を除く）の助言を得ながら行う景観法第8条に規定する景観計画策定業務（景観計画改定を含む）（中核市以上の人口規模を有する自治体）

b 類似業務 景観法第8条に規定する景観計画策定業務（景観計画改定を含む）のうち、「a 同種業務」に該当しないもの（中核市以上の人口規模を有する自治体）

イ 配置技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か

月以上の雇用) であること。

ウ 他のコンサルタント等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、業務の主たる部分を再委託しないこと。

(2) 失格要件

参加者が次の要件に該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格に定めた要件が備わっていないとき

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

(3) その他

ア 松本市の入札参加資格を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

ウ 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

エ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

カ 国および他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和6年7月17日（水） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年7月24日（水）正午まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和6年7月25日（木）※ |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和6年7月29日（月）正午まで |
| (5) 参加資格審査及び結果通知 | 令和6年7月31日（水）※ |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和6年8月21日（水）正午まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和6年8月29日（木）※ |

※予定を変更する場合があります。

6 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出方法

提案に関する質問は、別紙2「松本市景観計画改定業務委託 公募型プロポーザルに関する質問書」により、電子メール（必ず送信したことを電話連絡すること。）で行うこと。

イ 提出先

松本市役所建設部 都市計画課 景観担当（本庁舎5階）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3015

Email toshikei@city.matsumoto.lg.jp

担当 御子柴（みこしば）、西松（にしまつ）

ウ 質問の受付期間

令和6年7月17日（水）から令和6年7月24日（水）まで（正午必着）

(2) 質問への回答

令和6年7月25日（木）（予定）までに、質問者に対して電子メールで回答する。
また、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

参加表明書等の提出は、持参または郵送（書留郵便）で行う。また、電子データ（PDF形式）を添付すること。

(2) 提出先

6(1)イに同じ

(3) 提出期限

令和6年7月29日（月）まで（正午必着）

(4) 提出書類等

必要書類及び様式	内容に関する留意事項
<p>参加表明書 様式第1号</p>	
<p>業務実施体制 様式第2号</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。 2 担当技術者は、最大6名までとする。 このうち、主たる担当技術者に◎をつけること。 3 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載する。 ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
<p>予定技術者の経歴 様式第3号</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配置予定の管理技術者、担当技術者について、経歴等を記載する。 2 手持ち業務は、松本市以外の発注者（国内外を問わない）のものを含め全て記載する。 3 手持ち業務とは以下のものを指す。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理技術者 管理技術者となっている請負額 500 万円以上の業務 (2) 担当技術者 管理技術者又は担当技術者となっている請負額 500 万円以上の業務 4 本業務以外で、プロポーザル方式により配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名のあとに「特定済」と明記する。 5 配置予定技術者1名につき1枚記載する。

8 技術提案書の提出

参加者は、次に掲げる書類を作成し、期日までに指定のとおり提出すること。

(1) 特定テーマ

社会状況の変化等に対応した計画の改定を行うにあたり、以下の課題解決に向けた検討が必要と考えることから、特定テーマとして提案を求める。

なお、提案にあたっては、他都市における実績や景観計画制度に関わる最新の知見を基にした提案を行うこと。

ア 景観重点地区指定にあたり、有効な調査と考慮すべき事項について

イ 中心市街地のにぎわい創出に向けた、建物高さの在り方を含めたあらたな景観誘導策の提案

(2) 留意事項

ア 用紙サイズは、日本産業規格A4版とする。

イ 電子データはPDF形式とし、ファイル総容量50メガバイト以内とする。

ウ 文字サイズは、原則として10ポイント以上とする。

エ 作成枚数は、8(6)のとおりとする。

オ 参考見積は、本実施要領に定める業務及び提案に基づき実施する業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載する。

(3) 提出方法

ア 提案書等は、必要部数を持参又は郵送（書留郵便）すること。

イ 提出部数

正本1部、副本10部、電子データ（PDF形式）

(4) 提出先

6(2)に同じ

(5) 提出期限

令和6年8月21日（水）まで（正午必着）

(6) 提出書類等

必要書類及び様式	内容に関する留意事項
技術提案書（表紙） 様式第4号	
業務実施方針 （様式自由）	1 取組姿勢を確認するため、実施方針を簡潔に記載する。 2 実施フローと業務全体の工程表を作成する。 3 仕様等に関し、代替案や課題提起等があれば、記載する。 4 A4版4ページ以内で作成する。
特定テーマに対する 企画提案 （様式自由）	1 特定テーマに対する提案を記載する。 2 ア～ウあわせてA4版6ページ以内（A3版は1ページでA4版2ページとみなす）で作成する。
参考見積書 （様式自由）	1 業務全体にかかる参考見積を作成する。 2 参考見積は、積算の際の参考及び候補者を選定するための評価項目として用いる。

9 審査方法（選定手順）

(1) 手順

プロポーザル参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

(2) 審査組織

審査及び選定は、「松本市景観計画改定業務委託に関する選考委員会設置要綱」に基づき設置する選考委員会によって行う。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案内容等について、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

なお、参加者多数の場合は、書類審査によりプレゼンテーション参加者を事前に選考する場合がある。

(1) 実施日時

令和6年8月29日（木）14時00分から

ただし、参加者が複数の場合は、令和6年8月26日（月）までに集合時間等を通知する。

(2) 場所

松本市役所 東庁舎4階 第3委員会室

(3) 出席者

配置する管理技術者1名（義務）と他1名の合計2名までとする。

(4) 実施内容

ア 出席者が提案書の内容について説明を行い、その後に審査員が質問を行う。

イ 審査時間は30分程度とし、プレゼンテーション時間は15分以内、ヒアリング時間は15分程度とする。

なお、プレゼンテーション時間を超過した場合や提案に関係の無い説明が行われた場合は、プレゼンテーションの打切りや中止を行う場合がある。

ウ 参加者が複数の場合は、提案書等の受付順に実施する。

(5) 利用できる機材

ア プロジェクター

イ パソコン

利用する場合は、技術提案書の提出時にデータをCD-Rにて提案書とともに提出すること。

(6) その他

指定の時間に遅れた場合や出席しない場合は、受託の意思が無いものとみなして、審査対象としない。

11 選定手続き

(1) 評価項目及び配点

別紙3「松本市景観計画改定業務委託公募型プロポーザル 審査項目及び配点」及び下表のとおりとし、500点満点（内訳：技術評価点450点（90%）、価格評価点50点（10%））で評価する。

ア 技術評価

評価項目			配点
予定技術者の評価	様式第2号 業務実施体制 様式第3号 予定技術者の経歴 (別紙3、1～7による)	管理技術者	1
		主たる担当技術者	5
		技術者配置	4
		専門能力、経験	5
企画提案の評価	様式第4号 技術提案書 業務実施方針 特定テーマに対する企画提案 (別紙3、8～10による)	業務の実施方針等	15
		特定テーマに対する提案	40
		ヒアリング	20
合計			90

※技術評価点(450点満点) = 90点 × 5人

イ 価格評価

評価項目		配点
様式第4号 技術提案書	参考見積書(別紙3、11による)	10

※価格評価点(50点満点) = 10点 × 5人

(2) 失格要件

- ア 参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ウ 特定テーマに対する企画提案に関する記載が無い場合
- エ 参考見積額が契約限度額を超えている場合
- オ 技術評価総得点の70%を失格基準点(315点)とし、これに満たない場合

(3) 評価基準

- ア 選考委員ごとに評価点を計算し、全ての選考委員の合計を参加者の点数とする。ただし、価格評価は提出された参考見積書を基にした相対評価とする。
- イ その合計点数が最も高かった者を契約候補者として選定する。ただし、合計点数の最も高い者が2者以上あるときは技術評価が最も高い者を上位とし、技術評価が同点の場合はいくじ引きにより順位を決定する。
- ウ 参加者が1者のみとなった場合においても、選考は要領に基づいて実施し、選考委員会において契約候補者としての選考可否を決定する。なお、この際の価格評価点は満点とする。

(4) 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。
この場合においては、評価により順位づけられた順位を繰り上げる。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、技術提案書提出者全員へ書面により通知する。

なお、審査結果に対する問い合わせ、異議は一切認めない。ただし、候補者として決定されなかった理由について、説明を求めることはできる。

(6) 提案の再募集

技術評価審査の結果、全ての参加者が失格となった場合には、指名した業者を対象に再提案を求める。

1 2 契約

契約候補者として選定した者と市は後日協議し、業務委託に係る仕様を確定したうえで随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位づけられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

1 3 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (4) 参加者名および契約者名については、契約締結後に公開を予定している。
- (5) 技術提案等の作成、提出並びにプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。
- (6) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合、当該参加者の了承が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。
- (7) 業務実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の承認を得たうえで同等以上の技術者を配置するものとする。
- (8) 参加者は、技術提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。